

議 第 3 2 号

学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について

本市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）2月22日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市学校給食共同調理場設置条例（昭和43年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の表柏崎市南部地区学校給食共同調理場の項及び柏崎市中央地区第2学校給食共同調理場の項を削り、同表中「柏崎市枇杷島地区学校給食共同調理場」を「柏崎市南部地区学校給食共同調理場」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



新潟県柏崎市学校給食共同調理場設置条例（昭和43年10月25日条例第25号）

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
<b>第2条</b> 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。		<b>第2条</b> 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
柏崎市中央地区学校給食共同調理場	柏崎市三和町8番51号	柏崎市中央地区学校給食共同調理場	柏崎市三和町8番51号
柏崎市西部地区学校給食共同調理場	柏崎市常盤台25番24号	柏崎市南部地区学校給食共同調理場	柏崎市大字新道3447番地
柏崎市北部地区学校給食共同調理場	柏崎市小金町2番11号	柏崎市西部地区学校給食共同調理場	柏崎市常盤台25番24号
(略)		柏崎市中央地区第2学校給食共同調理場	柏崎市学校町5番27号
柏崎市南部地区学校給食共同調理場	柏崎市大字枇杷島2842番地1	柏崎市北部地区学校給食共同調理場	柏崎市小金町2番11号
(略)		(略)	
柏崎市枇杷島地区学校給食共同調理場		柏崎市枇杷島地区学校給食共同調理場	
(略)		(略)	